

自転車一式点検及び保守契約の仕様書

1 件 名 自転車一式点検及び保守契約

2 内 容

契約者（以下、乙）が、本契約に基づき、社会福祉法人大阪市生野区社会福祉協議会（以下、甲）が所有又は事業で使用する自転車（以下、対象自転車）の一式点検及び保守を行う。

3 契約期間 平成 30 年 12 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日まで

年度（4 月 1 日～3 月 31 日）での契約とし、期間満了の 1 か月前までに甲または乙のいずれからも書面による何らかの申し出がない場合は、同一内容にて更に 1 年間継続するものとし、以後同様とする。

4 一式点検及び保守の定義

一式点検とはブレーキ、チェーン等各部位の締め直し・調整、注油、虫ゴム交換、変則調整を含んだ、年に 1 度行う包括的な点検をいう。

保守とは契約期間において、甲が安全走行に支障をきたす状態となった際に、乙へ持参もしくは乙が出張する等して点検・診断を行い、緊急性に応じて即時修理、部品交換等を行う事をいう。

5 選定方法

見積提出業者のうち、安価な業者と契約する。

6 見積内容

別紙詳細書のとおり ※見積価額はすべて税込表記とすること。

7 締切日及び提出先

平成 30 年 11 月 29 日（木）午後 1 時

※選定結果については、後日電話か FAX にてお知らせしますので、当日立ち会う必要はありません。

※締切日の午後 1 時までに見積書を封入のうえ、担当者：吉田まで提出すること。

（提出先住所：生野区勝山北 3-13-20 TEL：06-6712-3101）

8 その他

（1）選定後、内容を協議し、甲が作成した契約書にて甲乙契約する。契約書は 2 通作成し、双方保有とする。

（2）本契約にあたっては、必ず別紙「特記仕様書」（大阪市暴力団排除条例）を遵守すること。

（3）上記内容に不明な点は、担当者に問合せること。（担当者：吉田 TEL：06-6712-3101）

「見積内容 別紙詳細書」

1 見積内容の根拠について

平成 29 年度に行った一式点検費用及び点検・修理を要した項目（下記、㊦及び㊧）を今後の年間の見込みとする。

2 見積書内容は、下記㊦、㊧、㊨の総額で比較し、見積総額の安価な契約業者に決定する。

㊦ 一式点検料（平成 29 年度実績：46 台分とする）

※一式点検とはブレーキ、チェーン等各部位の締め直し・調整、注油、虫ゴム交換、変則調整を含んだ、年に 1 度行う包括的な点検。

※一式点検は数日間にわたって行ってもよく、実施時期は甲乙協議して決定する。

㊧ 保守：点検・診断・修理費用（平成 29 年度実績の下記、①～⑩の総費用とする）

平成 29 年度点検・修理を要した下記の項目を年間の見込みとして、同内容で見積する。

- ① パンク修理（1 箇所あたり）×8 回
- ② タイヤとチューブ交換×6 回
- ③ チューブのみ交換×1 回
- ④ 鍵交換（2 回）及びスペアキー作成（2 つ）
- ⑤ ベル交換×2 回
- ⑥ シフトワイヤー交換×1 回
- ⑦ ホイールのセンター出し及びチェーン調整×1 回
- ⑧ ヘッドパーツ交換×1 回
- ⑨ フロントホーク交換×1 回
- ⑩ ブレーキレバー交換×1 回

※自転車の性能や品番により、保守作業及び部品の価格に差が生じる場合は、対象自転車の中から「最大費用」を見積もることとする。

（例）甲が依頼する自転車の機種等によって、②タイヤとチューブ交換費用が 3,500 円と 5,000 円となる場合があるときは、5,000 円の価格として見積り計上する。

㊨ その他、上記㊦と㊧に係る各種費用（作業手数料、振込手数料等）

2 その他

- 見積書は、消費税込み表記とし、㊦は 1 台あたりの一式点検料（税込）、（イ）は①～⑩の作業単価がわかるよう記載すること。
- ㊧は同条件での見積比較の為のものなので、実際の作業に当たっては都度、見積書を提出すること。
- ㊧に記載のない修理作業が生じた場合は安全確保のための作業の緊急性を加味したうえで甲乙協議する。